

令和 4 年
公告第 143 号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 6 日

北秋田地域公共交通活性化協議会

会長 北秋田市長 津谷 永光

1 入札に付する事項

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 業 務 番 号 | 北秋地交活協委第 1 号 |
| (2) | 業 務 名 | 北秋田市地域公共交通計画策定支援業務 |
| (3) | 業 務 場 所 | 北秋田市 地内 |
| (4) | 業 務 概 要 | 1. 地域特性の整理
2. 公共交通の実態の整理
3. 各種調査の実施
4. 現計画の検証
5. 公共交通の問題点・課題点の整理、課題を踏まえた基本方針の検討
6. 具体施策とその事業化策の検討
7. 北秋田市地域公共交通計画（案）のとりまとめ
8. 北秋田市地域公共交通活性化協議会の開催
※要同種業務の受注実績 |

※ 本業務の詳細については、設計書、仕様書等により必ず自身で確認すること。

- | | | |
|-----|---------|------------------------------|
| (5) | 委 託 期 間 | 契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 24 日 まで |
|-----|---------|------------------------------|

2 入札参加資格に関する要件

- | | |
|-----|--|
| (1) | 令和 3・4 年度北秋田市役務提供入札参加資格者名簿に登載された者のうち、東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県）内に本社または営業所を有する業者であること。 |
| (2) | 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）第 102 条第 1 項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。 |

- (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、令和 4 年 6 月 7 日から令和 4 年 6 月 13 日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）の午前 9 時から午後 5 時までに下記の書類を北秋田市財務部財政課に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、持参、又は郵送による提出を受け付けるが、電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加申込書（様式第 1 号）
- イ 誓約書（様式第 3 号）
- ウ 仕様書の第 3 に定める受注実績がわかる資料（契約書の写し等）

- (2) 入札参加資格を有すると確認された者には、令和 4 年 6 月 16 日までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、提出書類について虚偽の記載をしたときは入札に参加することができない。

5 入札に必要な書類を示す場所等

- (1) この業務に係る設計図書の閲覧及び貸出しは、令和 4 年 6 月 6 日から令和 4 年 6 月 20 日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）北秋田市役所本庁舎 2 階閲覧室、及び市ホームページにおいて行う。なお、設計図書に対する質問があるときは、令和 3 年 6 月 13 日正午までに書面で北秋田市財務部財政課に提出しなければならない。また、質疑のない場合においてもその旨を書面にて入札時まで提出すること。

- (2) 前号の質問については、令和 3 年 6 月 16 日までに書面で回答する。

6 現場説明の日時及び場所

実施しない

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時及び場所

「入札書」は令和 4 年 6 月 16 日から令和 4 年 6 月 21 日正午までの期間内に、入札執行者北秋田市総務部長へ、郵送により提出すること。（提出方法は「8 入札方法等」を確認すること。）

(2) 開札の日時及び場所

令和 4 年 6 月 21 日 午後 5 時 00 分

北秋田市役所総務部総合政策課（北秋田市地域公共交通活性化協議会事務局）
（〒018-3392 北秋田市花園町19-1）

8 入札方法等

- (1) 本件は郵送による入札とする。入札書は、入札書提出用封筒（「作成例」を参照のこと）に封入し、更にこれを封書にして【入札書在中】の旨を表記し【書留】【親展】及び【鷹巣郵便局留】扱いにより北秋田市役所総務部長へ提出しなければならないものとする。
- なお、入札書の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

【あて先】〒018-3392 【鷹巣郵便局留】

北秋田市花園町19番1号

北秋田市地域公共交通活性化協議会

入札執行者北秋田市総務部長 あて（親展）

入札書在中（朱書き）

- (2) 開札した場合において落札とすべき入札をした者がいないときは、日時を指定し、再度の入札を執行します。再度の入札は2回までとします。
- (3) 入札に際しては、一般競争入札参加資格確認通知を受けていない者は、入札に参加することができない。
- (4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。

9 入札保証金

入札参加者は、その見積契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、次に掲げる場合は入札保証金を免除する。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣

が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 予定価格

事後公表とする。

12 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第110条に該当する入札は、無効とする。

13 落札の無効に関する事項

落札の通知を発した日から7日以内に契約（議会の議決に付すべきものについては、仮契約）を締結しなかったときは、その落札の効力は無効とする。ただし、落札者が契約締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

14 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。